

基政発 0401 第 1 号
基監発 0401 第 1 号
令和 4 年 4 月 1 日

都道府県労働局

雇用環境・均等部（室）長 殿
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労働条件政策課長
監督課長

医師の宿日直許可の申請に係る相談対応等の円滑な実施に向けた医療勤務環境改善支援センターと都道府県労働局労働基準部監督課及び労働基準監督署との連携した対応について

労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 23 条に基づく医師の宿日直勤務に係る許可（以下「医師の宿日直許可」という。）については、令和 6 年 4 月からの医師への時間外・休日労働時間の上限規制の適用を見据え、今後、医療機関から都道府県医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）に対して、多くの相談等が寄せられることが見込まれるところである。医師に係る上限規制を円滑に施行するためには、これらの相談等に適切に対応していくことが特に重要である。

このため、医師の宿日直許可の申請に係る相談対応等を円滑に実施する観点から、下記の取組を行うこととするので、勤改センターと都道府県労働局（以下「局」という。）及び署との連携を密にするとともに、「医療労務管理支援事業」の受託者及び局署が相互に必要な連携を図りながら下記の取組を確実に実施するよう、遺憾なきを期されたい。

記

1 医師の宿日直許可に係る周知

勤改センターにおける医療労務管理支援事業においては、令和元年7月9日付け基監発 0709 第1号「医療保健業の事業場に対する集団指導等の実施について」に基づき、局労働基準部監督課（以下「局監督課」という。）が医療機関の労務管理担当者を対象として開催する労働時間等に関する説明会（以下「労働時間等説明会」という。）の開催の補助（資料作成、講師手配、会場手配、開催の周知広報等）を行うこととなっている。

局監督課は、労働時間等説明会において、宿日直許可制度の周知を行うこと。

また、医療労務管理アドバイザーは、労働時間等説明会に併せて、個別相談会を開催する場合には、宿日直許可制度に係る医療機関からの相談に丁寧に対応すること。

局監督課及び医療労務管理アドバイザーは、宿日直許可制度の説明に当たっては、宿日直許可制度の趣旨、概要のほか、許可事例を具体的に紹介するなどにより、医療機関が抱く疑問点の解消に努めること。

2 医師の宿日直許可の申請に係る相談対応等

（1）医師の宿日直許可の申請前の支援

医療労務管理アドバイザーは、医療機関が医師の宿日直許可の申請を行うに当たり、当該医療機関からの相談に基づき、申請内容が昭和22年9月13日付け発基第17号及び令和元年7月1日付け基発 0701 第1号に示す許可基準（以下総称して「許可基準」という。）に適合するものとなっているか等について、必要に応じ助言等を行うこと。

また、医療機関から、勤改センターに対して、局監督課又は署に医師の宿日直許可基準に適合した申請内容とするための対応策について相談を行いたいとの要望があった場合には、医療労務管理アドバイザーは、相談内容を確認した上で、局監督課に当該相談内容を情報提供すること。

当該相談内容の情報提供を受けた局監督課は、当該医療機関が検討している対応策が、許可基準に適合した申請内容となることにつながるものとなっているか否かについて、勤改センターに回答するとともに、当該医療機関を管轄する署に、相談内容及び回答内容を情報提供すること。

医療労務管理アドバイザーは、局監督課からの回答内容を当該医療機関に提供することにより回答すること。この場合において、医療労務管理アドバイザーは、局監督課からの回答内容を当該医療機関に情報提供するのみにとどまらず、医療労務管理アドバイザーとして助言する等の支援を行うこととして差し支えないが、局監督課からの回答内容と混在することがないように、医療労務管理アドバイザーとしての助言等の支援は局監督課からの回答内

容の情報提供とは別に行うこと。

なお、医療労務管理アドバイザーは、勤改センターに局監督課又は署への相談を行いたいとの要望を寄せた医療機関に対して、局監督課又は署への相談は匿名により行うことが可能であることを教示すること。

おって、医療労務管理アドバイザーは、医療機関から、当該相談内容に基づき、労働基準監督署長の許可が受けられるか否かについて意見を求められた場合には、許可・不許可の判断は実際に宿日直許可申請があった際に、署において個別具体的に判断されるものであることを丁寧に説明すること。

(2) 宿日直許可申請の際の支援

医療労務管理アドバイザーは、医療機関から、署に対して医師の宿日直許可の申請を行うに当たり同席を求められた場合には、基本的には同席すること。この場合において、当該申請に対応する署の担当官からの説明、質問等を当該医療機関とともに聞き、説明内容等を当該医療機関に分かりやすく伝えるなどの支援（※）を行うこと。

※ 具体的な申請書の記載方法や形式的チェック等に関する相談への関与については、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）により社労士の独占業務とされている「申請書等の作成」に該当しないよう対応する必要があるので留意すること。また、申請時の同席については、同じく社労士の独占業務とされている「事務代理」に該当しないよう対応する必要があるので留意すること。

(3) 申請後の支援

署は、申請内容について調査する過程で医療機関に対して申請書類等に記載された内容の詳細を照会し、また、申請内容のうち許可基準に適合しない部分の指摘を行う中で、当該医療機関が許可基準に適合した申請内容とするための対応策の検討に当たって疑義が生じた場合には、当該医療機関に対して、署に相談し疑義を解消するための助言を求めることが可能である旨を案内するとともに、必要に応じて、勤改センターが支援（※）を行っていることを教示すること。

※ 例えば、許可に向けた勤務体制整備のための取組方法、タスクシフト・シェアの取組方法等について助言する等の支援が考えられる。

なお、署が医療機関に対して申請内容のうち許可基準に適合しない部分の指摘を行う中で、当該医療機関が医師の宿日直許可の申請を一旦取り下げることとなった後において、当該医療機関が許可基準に適合した申請内容とするための対応策の検討に当たって疑義が生じた場合には、署は、当該医療機関に対して、署に相談し疑義を解消するための助言を求めると及び勤改センターの支援を受けることが可能であることを教示すること。

署が教示を行った結果、当該医療機関から対応策等について相談があつ

た場合には、署は、当該医療機関に対して、当該医療機関における対応策の検討に当たって生じた疑義の解消につながる助言を行うなど丁寧に対応すること。

また、当該医療機関が対応策等について勤改センターの支援を受けたいとの要望があった場合には、署は、当該医療機関に対して、申請内容のうち署が再考するよう検討を求めた部分について勤改センターに情報提供してよいかを確認の上、同意が得られた場合には、局監督課を通じて勤改センターに対してこれを情報提供すること。

情報提供を受けた医療労務管理アドバイザーは、当該医療機関に連絡して、署から求められた申請内容の再考に対応するための取組の検討を行う上で当該医療機関において隘路となっている事項等を確認した上で、必要な支援を行うこと。

(4) 医師の宿日直許可申請に関する相談窓口との連携

令和4年4月から、医療機関から医師の宿日直許可の申請に関する相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を本省に設置することとしている。

相談窓口に寄せられた相談内容に応じて、相談窓口担当者から勤改センター担当者（医療労務管理支援事業受託者又は医療労務管理アドバイザー。以下同じ。）に対して、当該相談のあった医療機関に対する訪問支援等の依頼がなされる場合があること。

医療労務管理アドバイザーは、当該依頼があった場合には、速やかに当該医療機関に連絡した上で、訪問支援等を実施すること。なお、相談の内容に応じて、医業経営コンサルタントと同行して一体的な支援を行うこと。

(5) 勤改センターに寄せられた相談事案の共有

勤改センターに寄せられた医師の宿日直許可の申請に係る相談（上記（5）の相談窓口経由での事案を含む。）の結果、当該医療機関が署に許可申請を行うこととなった際は、円滑な申請に資する観点から、当該医療機関の希望に応じ、医療労務管理アドバイザーは、局監督課に当該医療機関が署に申請を行うこととなることについて情報提供すること。

局監督課は、医療労務管理アドバイザーから提供を受けた当該情報を、当該医療機関を管轄する署に提供すること。

3 医療労務管理アドバイザーへの研修

上記1及び2を円滑に行うためには、医療労務管理アドバイザーが、宿日直許可制度をしっかりと理解した上で相談対応等に臨むことが重要である。このため、勤改センター担当者は、医療労務管理アドバイザー等に対して、宿日直

許可制度の内容、医療機関にアドバイスする際のポイント等について研修を行うこと。なお、研修開催に伴う庶務（会場手配など）は、勤改センター担当者が行うものであること。

勤改センター担当者は、当該研修の講師の派遣を、局監督課に依頼して差し支えないこと。

局監督課は、勤改センター担当者から、当該研修の講師の派遣依頼があった場合には、職員を講師として派遣すること。

4 医師の宿日直許可申請に係る勤改センターと局監督課との円滑な連携

(1) 医療機関宿日直許可申請担当者

署は、医療機関から医師の宿日直許可の申請やこれに係る相談があった場合には、当該医療機関に対して申請内容が医師の宿日直許可基準に適合するものとなるよう的確な助言を行うことが重要である。

また、局監督課及び署は、当該医療機関が勤改センターの支援を受けながら医師の宿日直許可基準に適合した申請内容とするための対応策の検討を行うことができるよう、勤改センターと必要な連携を図ることが重要である。

このため、局監督課は、署において医師の宿日直許可の申請を行った医療機関に対する的確な助言が行われることとなるよう署に対して必要な指導を行うとともに、勤改センターとの連携の円滑化を図ることを目的として、職員の中から医療機関宿日直許可申請担当者を定めること。

(2) 運営協議会への参画

都道府県が勤改センター運営に関する協議の場として設置している「運営協議会」において、宿日直許可に関する内容が議題とされ、出席を依頼された場合には、局監督課は職員を運営協議会に出席させるとともに、必要に応じ宿日直許可制度に関する説明等を行うこと。